

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場の生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。))をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場の生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0116	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)
3	0124	養鶏業(人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。)
4	0221	素材生産業
5	0242	素材生産サービス業
6	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む。)
7	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
8	0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
9	0543	安山岩・同類似岩石採石業
10	0544	大理石採石業
11	0545	凝灰岩採石業
12	0546	砂岩採石業
13	0547	粘板岩採石業
14	0548	砂・砂利・玉石採取業
15	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
16	0551	耐火粘土鉱業
17	0552	ろう石鉱業
18	0553	ドロマイト鉱業
19	0554	長石鉱業
20	0555	けい石鉱業
21	0556	天然けい砂鉱業
22	0557	石灰石鉱業
23	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
24	0591	酸性白土鉱業
25	0592	ベントナイト鉱業
26	0593	けいそう土鉱業
27	0599	他に分類されない鉱業
28	0611	一般土木建築工事業
29	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。)
30	0622	造園工事業
31	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く。)
32	0651	木造建築工事業
33	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く。)
34	0721	とび工事業
35	0722	土工・コンクリート工事業
36	0723	特殊コンクリート工事業
37	0743	タイル工事業
38	0744	コンクリートブロック工事業
39	0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く。)
40	0772	道路標示・区画線工事業
41	0781	床工事業
42	0782	内装工事業
43	0792	金属製建具工事業
44	0793	木製建具工事業
45	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く。)
46	0795	防水工事業
47	0796	解体・はつり工事業
48	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。)
49	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
50	0823	信号装置工事業
51	0831	一般管工事業
52	0833	給排水・衛生設備工事業
53	0839	その他の管工事業
54	0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く。)
55	0842	昇降設備工事業
56	0892	熱絶縁工事業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
57	0911	部分肉・冷凍肉製造業
58	0912	肉加工品製造業
59	0913	処理牛乳・乳飲料製造業
60	0919	その他の畜産食料品製造業
61	0921	水産缶詰・瓶詰製造業
62	0922	海藻加工業
63	0923	水産練製品製造業
64	0924	塩干・塩蔵品製造業
65	0925	冷凍水産物製造業
66	0926	冷凍水産食品製造業
67	0929	その他の水産食料品製造業
68	0932	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。)
69	0941	味そ製造業
70	0943	ソース製造業
71	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く。)
72	0952	砂糖精製業
73	0953	でんぷん糖類製造業
74	0961	精米・精麦業
75	0991	でんぷん製造業
76	0992	めん類製造業
77	0999	他に分類されない食料品製造業
78	1011	清涼飲料製造業
79	1021	果実酒製造業
80	1022	発泡性酒類製造業
81	1023	清酒製造業
82	1024	醸造酒類製造業(果実酒、清酒を除く。)
83	1025	蒸留酒類製造業
84	1026	混成酒類製造業
85	1031	製茶業
86	1062	単体飼料製造業
87	1063	有機質肥料製造業
88	1111	製糸業
89	1112	化学繊維製造業
90	1114	綿紡績業
91	1115	化学繊維紡績業
92	1116	毛紡績業
93	1117	ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く。)
94	1118	かさ高加工糸製造業
95	1121	綿・スフ織物業
96	1122	絹・人絹織物業
97	1123	毛織物業
98	1125	細幅織物業
99	1129	その他の織物業
100	1131	丸編ニット生地製造業
101	1132	たて編ニット生地製造業
102	1133	横編ニット生地製造業
103	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
104	1142	絹・人絹織物機械染色業
105	1144	織物整理業
106	1145	織物手加工染色整理業
107	1146	綿状繊維・糸染色整理業
108	1147	ニット・レース染色整理業
109	1148	繊維雑品染色整理業
110	1151	網製造業
111	1152	漁網製造業
112	1153	網地製造業(漁網を除く。)
113	1154	レース製造業
114	1155	組ひも製造業
115	1157	フェルト・不織布製造業
116	1159	その他の繊維粗製品製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
117	1161	織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
118	1162	織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
119	1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
120	1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く。)
121	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
122	1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類を除く。)
123	1167	ニット製アウターシャツ類製造業
124	1168	セーター類製造業
125	1169	その他の外衣・シャツ製造業
126	1171	織物製下着製造業
127	1172	ニット製下着製造業
128	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
129	1174	補整着製造業
130	1181	和装製品製造業(足袋を含む。)
131	1182	ネクタイ製造業
132	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
133	1184	靴下製造業
134	1185	手袋製造業
135	1186	帽子製造業(帽体を含む。)
136	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
137	1191	寝具製造業
138	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
139	1196	刺しゅう業
140	1197	タオル製造業
141	1198	繊維製衛生材料製造業
142	1199	他に分類されない繊維製品製造業
143	1211	一般製材業
144	1212	単板製造業
145	1213	木材チップ製造業
146	1221	造作材製造業(建具を除く。)
147	1222	合板製造業
148	1223	集成材製造業
149	1224	建築用木製組立材料製造業
150	1225	パーティクルボード製造業
151	1226	繊維板製造業
152	1227	銘木製造業
153	1228	床板製造業
154	1311	木製家具製造業(漆塗りを除く。)
155	1312	金属製家具製造業
156	1313	マットレス・組スプリング製造業
157	1321	宗教用具製造業
158	1393	鏡縁・額縁製造業
159	1411	パルプ製造業
160	1421	洋紙製造業
161	1422	板紙製造業
162	1423	機械すき和紙製造業
163	1451	重包装紙袋製造業
164	1452	角底紙袋製造業
165	1511	オフセット印刷業(紙に対するものに限る。)
166	1512	オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するものに限る。)
167	1513	紙以外の印刷業
168	1521	製版業
169	1531	製本業
170	1532	印刷物加工業
171	1591	印刷関連サービス業
172	1612	複合肥料製造業
173	1619	その他の化学肥料製造業
174	1621	ソーダ工業
175	1622	無機顔料製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
176	1629	その他の無機化学工業製品製造業
177	1631	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む。)
178	1632	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む。)
179	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
180	1635	プラスチック製造業
181	1636	合成ゴム製造業
182	1639	その他の有機化学工業製品製造業
183	1642	石けん・合成洗剤製造業
184	1643	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く。)
185	1644	塗料製造業
186	1645	印刷インキ製造業
187	1653	生物学的製剤製造業
188	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む。)
189	1662	頭髮用化粧品製造業
190	1669	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業
191	1691	火薬類製造業
192	1692	農薬製造業
193	1694	ゼラチン・接着剤製造業
194	1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないものに限る。)
195	1811	プラスチック板・棒製造業
196	1812	プラスチック管製造業
197	1813	プラスチック継手製造業
198	1814	プラスチック異形押出製品製造業
199	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
200	1821	プラスチックフィルム製造業
201	1822	プラスチックシート製造業
202	1824	合成皮革製造業
203	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
204	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く。)
205	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く。)
206	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く。)
207	1834	工業用プラスチック製品加工業
208	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む。)
209	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業
210	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
211	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
212	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
213	1851	プラスチック成形材料製造業
214	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
215	1892	プラスチック製容器製造業
216	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業
217	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
218	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
219	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
220	1931	ゴムベルト製造業
221	1932	ゴムホース製造業
222	1933	工業用ゴム製品製造業
223	1992	医療・衛生用ゴム製品製造業
224	1993	ゴム練生地製造業
225	1999	他に分類されないゴム製品製造業
226	2011	なめし革製造業
227	2021	工業用革製品製造業(手袋を除く。)
228	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
229	2041	革製履物製造業
230	2051	革製手袋製造業
231	2061	かばん製造業
232	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く。)
233	2072	ハンドバッグ製造業
234	2081	毛皮製造業
235	2099	その他のなめし革製品製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
236	2113	ガラス製加工素材製造業
237	2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業
238	2121	セメント製造業
239	2122	生コンクリート製造業
240	2123	コンクリート製品製造業
241	2131	粘土がわら製造業
242	2139	その他の建設用粘土製品製造業
243	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
244	2143	陶磁器製置物製造業
245	2144	電気用陶磁器製造業
246	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
247	2146	陶磁器製タイル製造業
248	2147	陶磁器絵付業
249	2148	陶磁器用はい土製造業
250	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
251	2151	耐火れんが製造業
252	2152	不定形耐火物製造業
253	2159	その他の耐火物製造業
254	2181	砕石製造業
255	2182	再生骨材製造業
256	2184	石工品製造業
257	2185	けいそう土・同製品製造業
258	2186	鉱物・土石粉碎等処理業
259	2192	石膏(こう)製品製造業
260	2193	石灰製造業
261	2194	鋳型製造業(中子を含む。)
262	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
263	2221	製鋼・製鋼圧延業
264	2234	鋼管製造業
265	2236	磨棒鋼製造業
266	2237	引抜鋼管製造業
267	2238	伸線業
268	2251	鋳鉄(せんでつ)鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。)
269	2252	可鍛鋳鉄製造業
270	2253	鋳鋼製造業
271	2254	鍛工品製造業
272	2255	鍛鋼製造業
273	2291	鉄鋼シャースリット業
274	2293	鋳鉄管製造業
275	2321	鉛第二次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む。)
276	2331	伸銅品製造業
277	2341	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く。)
278	2351	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く。)
279	2352	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。)
280	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
281	2354	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く。)
282	2355	非鉄金属鍛造品製造業
283	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
284	2421	洋食器製造業
285	2422	機械刃物製造業
286	2429	その他の金物類製造業
287	2431	配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く。)
288	2432	ガス機器・石油機器製造業
289	2433	温風・温水暖房装置製造業
290	2439	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く。)
291	2442	建設用金属製品製造業(鉄骨を除く。)
292	2443	金属製サッシ・ドア製造業
293	2446	製缶板金業
294	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
295	2452	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く。)

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
296	2453	粉末や金製品製造業
297	2461	金属製品塗装業
298	2462	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。)
299	2463	金属彫刻業
300	2465	金属熱処理業
301	2469	その他の金属表面処理業
302	2471	くぎ製造業
303	2479	その他の金属線製品製造業
304	2491	金庫製造業
305	2492	金属製スプリング製造業
306	2499	他に分類されない金属製品製造業
307	2513	汎用内燃機関製造業
308	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く。)
309	2534	工業窯炉製造業(燃烧炉に限る。)
310	2594	玉軸受・ころ軸受製造業
311	2596	他に分類されない汎用機械・装置製造業
312	2621	建設機械・鉱山機械製造業
313	2632	製織機械・編組機械製造業
314	2633	染色整理仕上機械製造業
315	2635	縫製機械製造業
316	2642	木材加工機械製造業
317	2644	印刷・製本・紙工機械製造業
318	2645	包装・荷造機械製造業
319	2651	鑄造装置製造業
320	2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
321	2661	金属工作機械製造業
322	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く。)
323	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く。)
324	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く。)
325	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
326	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
327	2722	娯楽用機械製造業
328	2731	体積計製造業
329	2732	はかり製造業
330	2733	圧力計・流量計・液面計等製造業
331	2734	精密測定器製造業
332	2737	測量機械器具製造業
333	2741	医療用機械器具製造業
334	2742	歯科用機械器具製造業
335	2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む。)
336	2744	歯科材料製造業
337	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
338	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
339	2915	配線器具・配線附属品製造業
340	2921	電気溶接機製造業
341	2922	内燃機関電装品製造業
342	2939	その他の民生用電気機械器具製造業
343	2941	電球製造業
344	2942	電気照明器具製造業
345	2961	エックス線装置製造業
346	2973	医療用計測器製造業
347	3011	有線通信機械器具製造業
348	3012	スマートフォン・携帯電話機・ビーエイチエス電話機製造業
349	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む。)
350	3112	自動車車体・附随車製造業
351	3113	自動車部分品・附属品製造業
352	3141	航空機製造業
353	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
354	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
355	3191	自転車・同部分品製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
356	3211	貴金属・宝石製装身具製品製造業
357	3212	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工業
358	3219	その他の貴金属製品製造業
359	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く。)
360	3222	造花・装飾用羽毛製造業
361	3223	ボタン製造業
362	3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
363	3229	その他の装身具・装飾品製造業
364	3241	ピアノ製造業
365	3253	運動用具製造業
366	3271	漆器製造業
367	3289	その他の生活雑貨製品製造業
368	3295	工業用模型製造業
369	3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く。)
370	3411	ガス製造業
371	3413	ガス小売業
372	3731	電気通信に附帯するサービス業
373	3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く。)
374	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。)
375	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く。)
376	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
377	4121	レコード制作業
378	4122	ラジオ番組制作業
379	4131	新聞業
380	4141	出版業
381	4151	広告制作業
382	4161	ニュース供給業
383	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
384	4217	索道業
385	4311	一般乗合旅客自動車運送業
386	4321	一般乗用旅客自動車運送業
387	4331	一般貸切旅客自動車運送業
388	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く。)
389	4412	特別積合せ貨物運送業
390	4421	特定貨物自動車運送業
391	4431	貨物軽自動車運送業
392	4441	集配利用運送業
393	4512	外航貨物海運業
394	4521	沿海旅客海運業
395	4522	沿海貨物海運業
396	4531	港湾旅客海運業
397	4532	河川水運業
398	4533	湖沼水運業
399	4541	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く。)
400	4542	内航船舶貸渡業
401	4621	航空機使用業(航空運送業を除く。)
402	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)
403	4721	冷蔵倉庫業
404	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く。)
405	4831	運送代理店
406	4851	鉄道施設提供業
407	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
408	5011	各種商品卸売業(従業者が常時百人以上のものに限る。)
409	5019	その他の各種商品卸売業
410	5111	繊維原料卸売業
411	5112	糸卸売業
412	5113	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く。)
413	5121	男子服卸売業
414	5123	下着類卸売業
415	5129	その他の衣服卸売業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
416	5131	寝具類卸売業
417	5133	かばん・袋物卸売業
418	5139	その他の身の回り品卸売業
419	5211	米麦卸売業
420	5213	野菜卸売業
421	5214	果実卸売業
422	5215	食肉卸売業
423	5216	生鮮魚介卸売業
424	5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
425	5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業
426	5222	酒類卸売業
427	5223	乾物卸売業
428	5226	茶類卸売業
429	5229	その他の食料・飲料卸売業
430	5311	木材・竹材卸売業
431	5312	セメント卸売業
432	5322	プラスチック卸売業
433	5329	その他の化学製品卸売業
434	5331	石油卸売業
435	5342	鉄鋼一次製品卸売業
436	5363	非鉄金属スクラップ卸売業
437	5413	金属加工機械卸売業
438	5419	その他の産業機械器具卸売業
439	5421	自動車卸売業(二輪自動車を含む。)
440	5422	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く。)
441	5431	家庭用電気機械器具卸売業
442	5432	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く。)
443	5491	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く。)
444	5511	家具・建具卸売業
445	5512	荒物卸売業
446	5514	室内装飾繊維品卸売業
447	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
448	5519	その他のじゅう器卸売業
449	5523	化粧品卸売業
450	5524	合成洗剤卸売業
451	5531	紙卸売業
452	5532	紙製品卸売業
453	5591	金物卸売業
454	5592	肥料・飼料卸売業
455	5595	たばこ卸売業
456	5596	ジュエリー製品卸売業
457	5597	書籍・雑誌卸売業
458	5599	他に分類されないその他の卸売業
459	5611	百貨店
460	5641	ドラッグストア
461	5699	その他の各種商品小売業
462	5711	呉服・服地小売業
463	5712	寝具小売業
464	5721	男子服小売業
465	5732	子供服小売業
466	5741	靴小売業
467	5742	履物小売業(靴を除く。)
468	5791	かばん・袋物小売業
469	5792	下着類小売業
470	5821	野菜小売業
471	5822	果実小売業
472	5831	食肉小売業(卵、鳥肉を除く。)
473	5841	鮮魚小売業
474	5851	酒小売業
475	5891	牛乳小売業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
476	5893	茶類小売業
477	5911	自動車(新車)小売業
478	5912	中古自動車小売業
479	5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)
480	5921	自転車小売業
481	5939	その他の機械器具小売業
482	6011	家具小売業
483	6014	宗教用具小売業
484	6021	金物小売業
485	6022	荒物小売業
486	6023	陶磁器・ガラス器小売業
487	6029	他に分類されないじゅう器小売業
488	6031	医薬品小売業(薬局を除く。)
489	6033	化粧品小売業
490	6043	肥料・飼料小売業
491	6051	ガソリンスタンド
492	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。)
493	6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く。)
494	6063	新聞小売業
495	6064	紙・文房具小売業
496	6091	たばこ・喫煙具専門小売業
497	6094	ジュエリー製品小売業
498	6099	他に分類されないその他の小売業
499	6811	建物売買業
500	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る。)
501	6821	不動産代理業・仲介業
502	6911	貸事務所業
503	6919	その他の不動産賃貸業
504	6941	不動産管理業
505	7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く。)
506	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
507	7091	映画・演劇用品賃貸業
508	7092	音楽・映像記録物賃貸業(映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。)
509	7093	貸衣装業(映画・演劇用のものを除く。)
510	7099	他に分類されない物品賃貸業
511	7272	芸術家業
512	7292	翻訳業(著述家業を除く。)
513	7299	他に分類されない専門サービス業
514	7421	建築設計業
515	7422	測量業
516	7511	旅館、ホテル
517	7521	簡易宿所
518	7531	下宿業
519	7592	リゾートクラブ
520	7599	他に分類されない宿泊業
521	7621	日本料理店
522	7641	すし店
523	7651	酒場、ビヤホール
524	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
525	7671	喫茶店
526	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
527	7811	普通洗濯業
528	7812	洗濯物取次業
529	7813	リネンサプライ業
530	7821	理容業
531	7831	美容業
532	7841	一般公衆浴場業
533	7851	その他の公衆浴場業
534	7891	洗張・染物業
535	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年7月1日～令和8年9月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
536	7911	旅行業(旅行者代理業を除く。)
537	7912	旅行者代理業
538	7931	衣服裁縫修理業
539	7951	火葬業
540	7952	墓地管理業
541	7961	葬儀業
542	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
543	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業
544	8011	映画館
545	8021	劇場
546	8022	興行場
547	8023	劇団
548	8024	楽団、舞踏団
549	8025	演芸・スポーツ等興行団
550	8031	競輪場
551	8033	自動車・モーターボートの競走場
552	8034	競輪競技団
553	8036	自動車・モーターボートの競技団
554	8064	パチンコホール
555	8065	ゲームセンター
556	8092	マリーナ業
557	8093	遊漁船業
558	8095	カラオケボックス業
559	8096	娯楽に附帯するサービス業
560	8242	書道教授業
561	8243	生花・茶道教授業
562	8322	無床診療所
563	8342	看護業
564	8539	その他の児童福祉事業
565	8543	介護医療院
566	8544	通所・短期入所介護事業
567	8549	その他の老人福祉・介護事業
568	8811	し尿収集運搬業
569	8816	ごみ処分業
570	8919	その他の自動車整備業
571	9031	表具業
572	9092	時計修理業
573	9093	履物修理業
574	9094	かじ業
575	9111	職業紹介業
576	9121	労働者派遣業
577	9221	ビルメンテナンス業
578	9229	その他の建物等維持管理業
579	9231	警備業
580	9291	ディスプレイ業
581	9295	ベストコントロール業
582	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。))を除く。)
583	9511	集会場

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。